

産業統計と統計単位

SUGA, Mikio / 菅, 幹雄

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

83

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

53

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

2016-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012863>

産業統計と統計単位

菅 幹 雄

1. 問題の所在

統計単位は産業統計のあり方を大きく規定する。そのため産業統計の設計において統計単位の選択は決定的に重要な意味を持つ。産業統計の設計者が選択できる統計単位は、母集団名簿に存在する統計単位のみである。したがって、母集団名簿にどのような統計単位のリストが格納されるかが、産業統計の設計者の選択可能性を限定する。経済のサービス化、情報化が進展する中で産業統計のあり方が改めて議論され、事務所母集団データベースがビジネスレジスターへと進化しつつある今日、どのような統計単位がわが国の産業統計のために必要であり、ビジネスレジスターに格納されるべきかを論じることが重要であると思われる。

わが国で「産業統計の統計単位」と言えば、すぐに思い浮かべるのは「事業所」と「企業」であろう。事業所を統計単位とする調査は、事業所が場所的単位であることから、都道府県別、市町村別の地域表章が可能であり、また従業者数を調査することができる。だが、経理項目の中には事業所単位で記入できないものがある。企業を統計単位とする調査は、地域表章が難しく、従業者数の一部については調査できないが、経理項目について報告者（企業）が記入できないことはない。このように事業所と企業ではそれぞれ長所と短所があることから、事業所と企業の統計調査の両方が存在することになる。ちなみに平成24（2012）年に実施された「経済センサス－活動調査」では、事業所と企業の両方を同時に調査することにより、両

者の短所を互いに補った。

ただし、国際的に見ると、産業統計の統計単位には、さまざまな種類がある。また、わが国の事業所は“Establishment”，企業は“Enterprise”と一般に訳されるが、わが国の事業所及び企業と、国際的な“Establishment”と“Enterprise”とは定義が異なる。さらには、わが国でも、昭和20年代から30年代中頃、すなわち終戦から高度成長期に入るまでの時期には事業所の定義に変更があった。これらを見ていくことによって、2016年現在のわが国の産業統計に必要な統計単位とは何かを探るのが本稿の目的である。

2. 「統計単位」の定義

まず「統計単位」とは何であろうか。総務庁統計局統計基準部 [1999] によれば「統計単位」の定義は以下の通りである。「統計の対象となる集団は、ある共通性をもった個体の集まりとして考えられている。…ある集団について、統計調査や分析を試みようという立場から、この集団を眺める場合、この集団を「統計集団」と呼び、その集団を構成する個体を「統計単位」と呼ぶ」（総務庁統計局統計基準部 [1999], p.2)。ちなみに類似した統計用語に「調査単位」があるが、「調査単位は、その統計集団を調査するに当たって、最も適当な大きさの単位であって、必ずしも統計単位とイコールではない」（総務庁統計局統計基準部 [1999], p.2)。例えば、国勢調査の統計単位は個人であって、調査単位は世帯である。

一方、国際的な統計単位の定義はどうであろうか。国連統計部 (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division) の定義によれば「統計単位とはそれについて情報が探し求められ、統計が究極的に作成される主体のことである。統計単位は統計的集計量の基礎であり、製表されたデータが参照する単位である。」(A statistical unit is an entity about which information is sought and for which statistics are ultimately compiled. It is the unit at the basis of statistical aggregates and

to which tabulated data refer.) としている (United Nations [2007], p.6)。

ちなみに国連統計部では統計単位と区別するものとして「収集単位」(collection unit) と「報告単位」(reporting unit) をあげている。「収集単位とはデータが得られ、かつ調査票が記入される単位である。」(A collection unit is the unit from which data are obtained and by which questionnaire survey forms are completed.) であり、「報告単位とはそれについてデータが報告される単位である。報告単位とは、それについて調査票やインタビューによって情報が収集される主体である。」(A reporting unit is the unit about which data are reported. Reporting units are those entities for which information is collected by means of questionnaires or interviews.) としている (United Nations [2007], p.7)。例えば、本社一括調査では企業が収集単位であり、事業所が報告単位となる。

統計単位の定義について、わが国と国連統計部で表現は異なるものの、特に大きな違いは見出せない。またわが国の「調査単位」は国連統計部の「収集単位」に該当するものと考えられる。

3. わが国における「事業所」と「企業」の定義

3.1 平成28(2016)年現在のわが国の日本標準産業分類における「事業所」の定義

わが国の産業統計のうち「事業所」を単位としているものは、その「事業所」の定義を日本標準産業分類(JSIC)に依拠している。日本標準産業分類(平成25(2013)年10月改定)では「事業所」を次のように定義している。「経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。(1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。」とあり、具体的には「一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、

学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるもの」としている。

日本標準産業分類の「事業所」の定義の特徴は「場所的単位」であることである。なぜ場所的単位でなければならないのか。昭和32（1957）年事業所統計調査の報告書（総理府統計局 [1959]）に次のような記述がある。「産業活動すなわち物財やサービスの生産は、いうまでもなく設備と労働力が結びついて行われる。物財やサービスの生産のための設備は、建物や装置および機械器具などである。事業の経営は、これらの設備を生産の目的に都合がよいように技術的に関連する単位にまとめ、これに労働力を加えて事業の目的とする生産を行うことから始まる。…事業経営において実際に行われる生産設備のまとめ方は、たとえ同一の業種であってもいろいろなちがいがあがる。これらのちがいを無視して、一つの共通した最大公約数としてのまとめ方を求めてみると、それぞれが、広狭大小の差があっても、経営体として、地域的、場所的に一区画を占めているという事実をとり出すことができる。この場所を何らかの形で示す区画、境域の内側を一般に構内と呼んでいる。統計調査の調査単位としての事業所はこの境域の内側にある同一企業に属している経営設備全部をまとめて1個の事業所と数えることにするのである。」（総理府統計局 [1959], p.2）。この記述からすれば、「事業所」が場所的単位であるのは、設備に着目しているからであろう。すなわち、設備はいったん据え付ければ簡単には動かせないものであり、設備がある場所に労働者が通勤してきて生産を行っているのであるから、そこで生産活動を把握すればよいということであろう。

日本標準産業分類では、上の記述につづいて以下の三つの断り書きがある。まず「一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。」とある。これは事業所と企業の対応づけという意味で必要なことである。

次に「一区画であるかどうかが明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。」とある。

ここで「一区画であるかどうかが明らかでない場合」に限定はしているものの、経営諸帳簿を単位として事業所を設定する考え方も提示されている。

最後に「近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。」とある。これも「近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合」に限定はしているものの、経営諸帳簿を単位として事業所を設定する考え方である。ちなみに「近接した」というのは、「公道や河川をへだてていながら技術的に結びついている」（総理府統計局 [1959], p.2) という意味である。

こうして見ていくと、日本標準産業分類では、「事業所」を設備に着目して場所的単位と定義しているものの、経営主体、そして限定した条件下ではあるが、経営諸帳簿がどのように存在しているかをも考慮するというルールになっていることがわかる。

ところで、このような定義はいつ出来上がったものなのであろうか。わが国の統計機構は第二次世界大戦でほとんど崩壊し、連合国の占領下で再出発しており、昭和30年代中頃まではさまざまな試行錯誤を行っている。そこで以下では、昭和20年代～30年代中頃、すなわち「連合国軍占領期」（昭和20～26年）と「統計体系拡充期」（昭和27～34年）の日本標準産業分類、事業所統計調査、工業統計調査における事業所の定義とその変遷を確認する。

3.2 昭和20年代～30年代中頃の日本標準産業分類における「事業所」の定義とその変遷

日本標準産業分類が作成されたのは昭和24（1949）年である。その経緯は「たまたま1950年センサスの実施を機会に、GHQからわが国の産業分類を改定するようにとの勧告に接し、しかも、米国から専門家を派遣して指導されることになり、ここに作成の発足を見たのである。」（統計委員会・

産業分類専門部会編纂 [1949], p.1) あり、米国の強い影響下で作成されたことが分かる。

その最初の日本標準産業分類では事業所の定義に関して次のような取り決めがあった。「産業分類は仕事のなされている単一の物理的場所に適用するのであるが、その同一構内に、いくつかの事業所が現存することがある。すなわち、そこにいくつかの事業所があるのが問題である。これは賃金簿とか財産目録とか別である最小単位に区分して、各々別の事業所とするのである。…同一経営の下にある大工場があって、三つの製造部門に分かれ、賃金台帳は三部門に分類してあるが財産目録は二つに区分して編成されているとすれば、この工場は二つの事業所に区分されるのである。」(統計委員会・産業分類専門部会編纂 [1949], pp.4-5) すなわち、同じ場所であっても、複数の生産活動があり、それらの活動が賃金台帳と財産目録で分けられるのであれば、別々の事業所とするというものであり、明らかに今日の定義とは異なる。作成された経緯からして、これが米国の影響であると推測することは自然であろう。

この定義はいつ変更されたのであろうか。日本標準産業分類はその後、昭和26 (1951) 年、昭和28 (1953) 年、昭和29 (1954) 年に改定されているが、事業所の定義はその間、変更されていない。事業所の定義が変更されたのは昭和32 (1957) 年の改定である。このとき改定された日本標準産業分類によれば、「ここでいう事業所 (エスタブリッシュメント) とは、「物の生産またはサービスの提供が業として行われている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、精錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、一区画を占めて経済活動を行っている場所である。同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位として扱う。同一構内に二つ以上の事業所があるとは原則として考えない。」(行政管理局統計基準局産業分類専門部会編集 [1957], p.14, 下線は筆者による) とあり、今日の定義に変更されている。

次の疑問はなぜ定義が変更されたのかである。筆者は日本標準産業分類

に関する文献からはその理由に関係する記述を見いだせなかったが、事業所統計調査の報告書の中からそれに関係する記述を発見した。そこで次節では事業所統計調査における事業所の定義とその変遷とあわせて、定義が変更された理由について述べる。

3.3 昭和20年代～昭和30年代中頃の「事業所統計調査」における「事業所」の定義とその変遷

日本標準産業分類が最初に作成されたのは昭和24（1949）年であるが、その前に第1回目の総理府統計局「事業所統計調査」が連合国総司令部の指令に基づき、昭和22（1947）年に実施されている。その最初の事業所統計調査の報告書の「附録」の「2.事業所統計調査要綱」の「(5) 方法」には「I. 事業所毎に調査票を作成せしめる。事業所は事業の営まれている場所毎に単位を定めるが、事業の性質に依り次のような取扱をする。(1) 複合経営の事業の単位の決め方については別に定める「産業分類適用準則」に依る。」とある。次に「8.産業分類適用準則」を見ると以下のような記述がある。「事業所の決定基準は場所的単位による。従って同一事業主によって経営されている場合であっても、事業所の場所が異れば夫々独立の事業所とするのである。尚同一場所に於て二種類以上の事業を営む場合に、その事業相互の間に収支計算の分離が出来、従業員の区分も出来るというようなときは原則として夫々一事業所となる。」（総理府統計局 [1949], p.139）これは昭和24（1949）年の日本標準産業分類の事業所の定義と同じである。

これが変更されたのは昭和32（1957）年調査からであり、その経緯が昭和35（1960）年調査の報告書（総理府統計局 [1962]）に記されている。引用すると「昭和29年までの調査では、同一構内で同じ主体がいくつもの事業を営んでいるような場合は、それぞれの事業ごとに収支計算、賃金計算または従業者などが別々になっていけば、それらを別個の事業所として調査することにした。しかし賃金簿や棚卸表等は、相当の規模の経営であ

ればだいたい備えてあるが、わが国の事業所には小規模経営のものが多く、しかも家族従業者だけの経営のものがかなりあり、その上簿記普及の程度もまだ低い現状であるから、収支の記帳、決算等を正確に行なっている事業所は多くない。したがって、調査にあたっては、個々の賃金台帳あるいは棚卸表などの解釈について統一的に、どのようなものをこれらの帳簿とみるか、またどの程度の記録がある場合に、それらが別であるかとみるなど、いろいろこの点についての問題が多かったので、昭和32年の日本標準産業分類の改正とあわせて、昭和32年調査からは、実査上の便宜を考慮して、従来の取り扱いを改めた。」(総理府統計局 [1962], p.3) とある。

また総理府統計局 [1965] には「昭和29年と昭和32年事業所統計調査に用いた産業分類項目のおもな比較」という一節があり、そこにも「同一の賃金台帳と経営諸帳簿を有する単位を事業所とする原則に変更はないが、今回(筆者注：昭和32年)は同一区画、同一構内をもって1事業所とする取り扱いを重視することとした。」(総理府統計局 [1965], p.322) とある。微妙なのは「重視することとした」という表現であり、徹底はしなかった印象を受ける。

ところで総理府統計局 [1965] には次のような記述もある。「過去においては運輸、電気・ガス・水道業および鉱業、建設業などについては、実際上駅、派出所、発電所、各抗または建設現場など仕事を行なっている個々の現場では、調査に必要とされる賃金台帳や棚卸表などがなく、一般に必要な報告がえられない場合が多くて調査が困難であり、かえって一定の統括事務所で調査をしたほうが重複調査や調査もれなく調査が正確に行なわれるという理由から、かならずしも場所的単位によらず、各現場事業所を統括している営業所、支店、場合によっては本社、本店などのような統括事務所に取りまとめて調査してきた。」(総理府統計局 [1965], p.322)。平成24年に実施された「経済センサスー活動調査」ではサービス関連産業Aとして電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、放送業などは、事業所単位ではなく、企業単位で売上高等を把握した。そ

表1 総理府統計局「事業所統計調査」の事業所数、従業者数の推移

		非農林水産業（公務を除く）			製造業		
		a. 事業所数	b. 従業者数	c. b/a	d. 事業所数	e. 従業者数	f. e/d
昭和26年	1951年	3,211,342	17,347,632	5.4	495,470	5,542,541	11.2
昭和29年	1954年	3,308,868	18,788,483	5.7	527,976	6,196,174	11.7
昭和32年	1957年	3,561,092	22,016,198	6.2	544,746	7,490,627	13.8
昭和35年	1960年	3,668,600	25,730,678	7.0	553,170	8,950,446	16.2

（出所）総理府統計局『事業所統計調査30年』より筆者作成。

れと非常に似た考え方であり、ある意味、「経済センサスー活動調査」は先祖がえりしたとも言える。

昭和32（1957）年における事業所の定義の変更が、事業所統計調査の調査結果に表れていないかを確認する。表1は総理府統計局「事業所統計調査」の事業所数、従業者数の推移を非農林水産業（公務を除く）、製造業について見たものである。上記のように事業所の定義が変更されたならば、事業所数を減らし、1事業所当たり従業者数を増やす影響があるはずである。一方で、時代は高度経済成長期であり、経済成長の影響で事業所数も、1事業所当たり従業者数も増えたであろう。表1を見ると両者の影響が混合しており、あまり明瞭な傾向は見出せない。強いて言えば、昭和32年以前と以後で1事業所当たり従業者数が増えているのが、定義の変更の影響のためであろうと読めなくもない。

ところで、総理府統計局[1962]の記述によれば、同一の賃金台帳及び経営諸帳簿を有する単位を事業所とする方式を改めたのは、その当時、経営諸帳簿がきちんと備えていない小規模経営の事業者が多かったからである。そうだとすれば前近代的で小規模な事業者が多く存在していた昭和30年代中頃の状況を勘案して決めた取り扱い方がその後、約半世紀もの間、引き継がれたことになる。ただし、ここで思い出すのは昭和13（1938）年まで「工業統計調査」を「工場統計調査」と呼んでいたことである。「工場」は場所的単位ではないか。先行していた産業統計調査である「工業統

計調査」の工場あるいは事業所の定義が、事業所の定義を巡る議論に影響したのではないかと考えられる。そこで次節では工業統計調査における事業所の定義とその変遷について確認する。

3.4 昭和20年代～昭和30年代中頃の「工業統計調査」における「事業所」の定義とその変遷

財団法人産業研究所 [1979] は工業統計調査の歴史を編纂した文献である。これから事業所の定義に関係する記述を抜き出してみる。まず昭和5 (1920) 年以降13 (1938) 年までの「工場統計調査」の工場の単位に関して次のような記述がある。「工場調査は場所的単位による調査であるから工場ごとに調査するが、本工場、分工場については次のように区別している。

1. 分工場は本工場と区別するため、工場名に分工場と記入すること。…
2. 分工場であっても独立工場と認め得べきものは、たとえ同一構内であっても各別に報告し、所在地若しくは建物を異にする場合でも付属とみなされるものは本工場に包含させること。」(財団法人産業研究所 [1979], p.71) 意外にも、同一構内であっても、単位を分けて報告することがあったことがわかる。

次に戦後については、昭和23 (1948) 年の工業統計調査について次のように述べている。「戦後の昭和22年工業統計調査までは、大体において戦前の調査を踏襲したものであった。しかし昭和23年には抜本的改正が行われた。…現行日本標準産業分類作成過程における「仮案」によって調査対象を規定した」(財団法人産業研究所 [1979], p.133) とあり、ここで日本標準産業分類に事業所の定義を準拠するようになったことがわかる。さらに「調査の単位は、製造業に属する個々の事業所である。1事業所が2以上の工場、作業所から成り立ち、その各々が異なる産業(製造業分類の4けたの分類) 属する製造、加工に従事し、別々の賃金台帳、製造品及び原材料の帳簿を持っている場合には、別の事業所としてその1つ1つの事業所から調査票を提出させた。」(財団法人産業研究所 [1979], p.134) とあり、

昭和24年の日本標準産業分類と同じ定義であることが確認できる。やや異なるのは、製造業分類の4けたで異なる場合という条件が付されていることである。

この財団法人産業研究所〔1979〕の記述を確認するために、各年の工業統計調査の報告書の巻末に附録として掲載されている「記入上の注意」における事業所に関する記述を見ていくことにする。昭和21（1946）年および昭和22（1947）年の記述を見ると、「本調査表は工業統計調査規則第二条に該当する工場に限り之を提出すること」とある。これが昭和23（1948）年には「この調査票を提出する事業所は本業として製造工業又は加工業を営んでいる事業所（ガス業及電気業の事業所を除く）である」となり、ここで「工場」から「事業所」に変更されている。昭和24（1949）年には「この調査票を提出する事業所は、本業として省令で指定された製造工業（加工業を含む）を営んでいる事業所および告示で指定された修理を業とする事業所（ガス業及出ん企業の事業所を除く）である。本調査では、普通、工場、工作所、製作所などと呼ばれている単一の場所を夫々一事業所として、この事業所毎に調査票を提出する。…同じ区画内の二つ以上の作業所が賃金、原材料および生産品等の台帳を異にしているために別々の調査票を提出する場合には、大阪製鋼所製鋼部、大阪製鋼所機械部というように部門の名を用いて記入すること」と書かれている。これは同年設定された日本標準産業分類の事業所の定義と一致する。その後、昭和25（1950）年から昭和28（1953）年までは、昭和24（1949）年のような注意書きはない。昭和29（1954）年から昭和32（1957）年までは「同一工場を2以上の事業所に分割して別々に申告する場合は、それぞれの部門名等を記入してください」という記述がある。そして昭和33（1958）年にこの記述がなくなる。ちなみに昭和32（1957）年は日本標準産業分類が改定された年であり、翌昭和33（1958）年に現在の定義に移行したと推測される。

このような事業所の定義の変更が調査結果に表れていないかを確認する。表2は通商産業省「工業統計調査」の事業所数、従業者数の推移を従

表2 通商産業省「工業統計調査」の事業所数、従業者数の推移

		従業者4人以上			従業者3人以下		
		a. 事業所数	b. 従業者数	c. b/a	d. 事業所数	e. 従業者数	f. e/d
昭和26年	1951年	166,347	4,237,200	25.5	227,363	481,944	2.1
昭和27年	1952年	168,059	4,305,438	25.6	230,294	496,703	2.2
昭和28年	1953年	172,564	4,657,654	27.0	233,176	512,673	2.2
昭和29年	1954年	184,432	4,736,649	25.7	245,953	544,979	2.2
昭和30年	1955年	187,101	4,958,038	26.5	245,593	552,987	2.3
昭和31年	1956年	195,566	5,506,291	28.2	237,807	541,373	2.3
昭和32年	1957年	215,015	6,041,879	28.1	248,712	562,681	2.3
昭和33年	1958年	212,725	6,111,682	28.7	242,647	552,673	2.3
昭和34年	1959年	216,417	6,750,319	31.2	236,064	543,283	2.3
昭和35年	1960年	238,320	7,601,963	31.9	248,730	567,521	2.3

		合計			備考
		g. 事業所数	h. 従業者数	i. h/g	
昭和26年	1951年	393,710	4,719,144	12.0	
昭和27年	1952年	398,353	4,802,141	12.1	
昭和28年	1953年	405,740	5,170,327	12.7	
昭和29年	1954年	430,385	5,281,628	12.3	
昭和30年	1955年	432,694	5,511,025	12.7	
昭和31年	1956年	433,373	6,047,664	14.0	
昭和32年	1957年	463,727	6,604,560	14.2	日本標準産業分類改定で事業所の定義変更
昭和33年	1958年	455,372	6,664,560	14.6	現在の事業所の定義に移行
昭和34年	1959年	452,481	7,293,602	16.1	
昭和35年	1960年	487,050	8,169,484	16.8	

(出所) 通商産業省「工業統計調査」より筆者作成。

業者4人以上の事業所、3人以下の事業所、両者の合計について見たものである。日本標準産業分類の事業所の定義が変更されたのは昭和32(1957)年であり、「同一工場を2以上の事業所に分割して別々に申告する場合は、それぞれの部門名等を記入してください」という記述が工業統計調査の「記入上の注意」から消えたのが昭和33(1958)年である。その年に事業所数が従業者4人以上、3人以下のいずれについても減少しており、定義を変

更した影響が明らかである。ただし翌年の昭和34（1959）年にも引き続き、3人以下の事業所数は減少しており、その点が説明できない。定義変更が徹底されるまでに2年間を要したのかとも思われるが、確証はない。

3.5 商業登記における「企業」の定義

以上は「事業所」の定義であったが、次は「企業」の定義を見ていこう。わが国の産業統計のうち「企業」を単位としているものに、財務省「法人企業統計調査」や経済産業省「企業活動基本統計調査」などがあるが、これらの統計調査はその「企業」の定義を商業登記の「法人」に依拠している。商業登記とは、登記申請により、会社、商人等につき取引上重要な事項を法務局に備えられた登記記録に公示し、取引上の安全を保護する制度である。商業登記法（昭和38年法律第125号）には以下のように書かれている。「この法律は、商法、会社法、その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。」（第1条）このように、商業・法人登記は、日常ひんぱんに行われる各種の経済取引が安全かつ円滑に行われるための制度である。

4. 米国センサス局における“Establishment”, “Single-unit”, “Multi-units”

米国センサス局における“Establishment”の定義は、米国経済センサスの産業編（Industry series）の報告における「2007年経済センサス 調査の方法」“2007 Economic Census Methodology”の中に詳しく書かれている。その製造業に関する文書を引用すると「2007年経済センサス—製造業は事業所ベースで実施されている。1カ所以上の区画で事業を行なっている場合は、各区画すなわち事業所単位で報告する。」（“The 2007 Economic Census - Manufacturing is conducted on an establishment basis. A company operating at more than one location is required to file a separate report for

each location or establishment.”)と、ここまでは平成28(2016)年現在の日本標準産業分類と同じである。ただし、これに続いて「一区画において複数の異なる生産活動のラインで操業を行なっている企業は、もし工場の帳簿をライン別に分けることができるならば、かつそれぞれの生産活動が十分な大きさであるならば、それらを分けて報告する。」(“Companies engaged in distinctly different lines of activity at one location are requested to submit separate reports if the plant records permit such a separation and if the activities are substantial in size.”)という記述がある。これは平成28(2016)年現在の日本標準産業分類の定義と異なり、そして昭和24(1949)年から昭和32(1957)年までの日本標準産業分類の定義とほぼ一致する。昭和24(1949)年の日本標準産業分類は米国の指導の下で作成されており、米国の事業所と同じ定義が採用されたと考えられる。

ところで米国センサス局による企業の定義は「企業は単独の組織の所有あるいは支配下にあるすべての事業所から成る。」(“A company or “enterprise” is comprised of all the establishments that operate under the ownership or control of a single organization.”)とある。注意すべき点は、わが国の統計の企業とは異なって、登記の単位である「法人」ではないことである。そしてさらに「企業は、1つ以上の事業所から構成され、1つ以上の区画で経営を行う、営利組織、サービス組織、会員組織である。」(“A company may be a business, service, or membership organization; consist of one or several establishments; and operate at one or several locations.”)すなわち、企業を事業所あるいは区画の集合と捉えていることが分かる。そして「企業はすべての子会社を含んでおり、すべての事業所は企業あるいは子会社に過半数所有され、支配・管理を受ける。」(“It includes all subsidiary organizations, all establishments that are majority-owned by the company or any subsidiary, and all the establishments that can be directed or managed by the company or any subsidiary.”)とあり、「企業」と言いながら、実際には「企業集団」をも含むことが分かる。ちな

みに同一所有下の事業所の集合に1つしか事業所がないケースを“Single-unit”，複数あるケースを“Multi-units”と呼ぶ。

以上から、わが国と米国では、事業所も企業も定義が異なることは明らかである。それでは他の国はどのようなのであろうか。次は米国の隣国である、カナダの事例を見てみよう。

5. カナダ統計局における“Establishment”と“Enterprise”

カナダ統計局によれば、4種類の統計単位“Enterprise”，“Company”，“Establishment”，“Location”がある（Business Register Division [2007]）。注意すべき点は企業を“Enterprise”と“Company”に区別していることである。まず“Enterprise”は「一組の完全な財務諸表が利用可能な自律性を持った単位である」（“The enterprise is an autonomous unit for which a complete set of financial statements is available.”）としており、これはわが国の企業のような登記の単位である法人ではない。財務諸表に着目した自律性を持った単位であり、米国の“Enterprise”（同一所有下の事業所の集合）とも異なる。

次に“Company”については「営業利益を測ることができる水準である」（“The company is the level at which operating profit can be measured.”）とあり、これも会計情報に着目した単位であり、登記による法人でもなければ、同一所有下の事業所あるいは法人の集合でもない。

さらに“Establishment”については「生産を測る会計データが利用可能な水準である。統計単位としては、それについて事業者が会計記録を維持しており、それから生産の粗価値（売上高，出荷額，在庫額）のすべての構造をつくるために必要なすべてのデータ要素を集めることができるような、生産に関する最も同質的な単位である。」（“The establishment is the level at which all accounting data required to measure production are available. The establishment, as a statistical unit, is defined as the most

homogenous unit of production for which the business maintains accounting records from which it is possible to assemble all the data elements required to compile the full structure of the gross value of production (total sales, or shipments, and inventories).”)となっており、わが国の事業所とも米国の“Establishment”とも異なる。さらに「少なくとも1つの区画から構成されているが、複数の区画から構成されてもよい」(“An establishment comprises at least one location but it can also be composed of many.”)とあり、同一区画にこだわらない単位である。わが国の日本標準産業分類の「近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、…一事業所とすることがある。」というケースに類似しているが、カナダの“Establishment”の場合、遠く離れた場所でも良い。

そして“Location”は「単独の地理的区画における生産単位として定義され、そこで、あるいはそこから経済活動が行われ、それについて、最低限、雇用データが利用可能である。」(“The location, as a statistical unit, is defined as a producing unit at a single geographical location at which or from which economic activity is conducted and for which, at a minimum, employment data are available.”)とあり、これは同一区画の単位であるから、わが国の事業所にはほぼ該当することになる。

6. 国連統計部における統計単位 (Statistical units) の定義

これまで見てきたように、国によってさまざまな統計単位が存在することが分かる。米国とカナダのように同じ“Establishment”と呼びながら、定義が異なるケースもある。国連統計部はこうした国々の統計の定義を協調させる (harmonize) 業務を行っており、その一環として国際産業分類 (International Standard Industry Classification: ISIC) のマニュアルの中で統計単位を分類・定義を行っている。表3および図1は、国連統計部による統計単位の分類と、それと行政記録単位、国民経済計算の単位との対応

関係を示したものである。

表3を見ると、国連統計部では統計単位を活動数と場所数で分類していることが分かる。活動数の区分は「1つ以上の活動」、「ほぼ1つの活動」、「1つの活動」の3種類、場所数は「1カ所以上」、「1カ所」の2種類である。表3の中で追加的な説明が必要なのは“*Institutional unit*”, “*Enterprise group*”, “*Enterprise*”の区別である。

“*Institutional unit*”は直訳すれば「制度単位」となるが、その定義は「それ自身の権利として資産を所有し、負債を負い、経済活動に従事し、他の主体と取引を行う経済主体と定義される。」（“*An institutional unit may be defined as an economic entity that is capable, in its own right, of owning assets, incurring liabilities and engaging in economic activities and in transactions with other entities.*”）具体的には個人、世帯、法人企業、非営利団体、政府などがこれに相当する。

これに対し“*Enterprise group*”とは、それに関連して「同一所有者の支配下にあるエンタープライズは、規模の経済性、より広い市場の支配、より効果的な経営管理を通じた国内生産性の向上などの経済的優位を達成するために集団を形成する」（“*Enterprises under the control of the same owner form a group to achieve economic advantages such as, economies of scale, control of a wider market, increase in the domestic productivity through more effective business management.*”）という説明があり、“*Enterprise group*”は同一所有下の企業集団を指すことが分かる。これは米国の“*Multi-units*”に該当すると考えてよい。

問題は“*Enterprise*”の定義であるが、「意思決定、とりわけ現在利用可能な資源の割り当てに関して、ある程度の自律性を持った、財・サービスを生産している組織単位としての最小の法的単位」（“*The enterprise is the smallest legal unit that is an organizational unit producing goods or services, which benefits from a certain degree of autonomy in decision-making, especially for the allocation of its current resources.*”）とある。要

するに意思決定の単位を指している。カナダ統計局の“Enterprise”は「自律性を持った単位」という意味で国連の定義に合っていると思われる。ちなみに筆者がフィンランド統計局でインタビューした内容によれば、本国では“Enterprise”は「法人」(Legal unit)と区別されていて、“Legal unit”と“Enterprise group”の中間的な単位とみなされている。

ちなみに表3には“KAU (Kind of Activity Unit)”というのもあり、これは「活動数はほぼ1つかつ場所数は1カ所以上」という定義であり、同一の経営の下で、異なる場所にあるアクティビティを束ねたものということになる。あえて訳せば「事業部」ということになろう。ちなみにカナダ統計局の“Establishment”の定義はこれに該当する。

また表3では、“Local unit”と“Establishment”は活動数が「1つ以上」か「ほぼ1つ」で分けて定義されている。この定義に従えば、わが国の「事業所」は「活動数は1つ以上かつ場所数は1カ所」であるから“Local unit”となる。また「企業」は図1の“Legal unit”(表3の中では制度単位“Institutional unit”)に該当する。ただし、昭和24~32年はわが国の事業所は“Establishment”であった。そしてわが国で「アクティビティ」と呼んでいるものが、国際的に見れば“Establishment”に近い。

発足当初の事業所統計調査は“Establishment Census”で良かったが、その後中味は“Local unit Census”, “Local unit and Legal unit Census”に変わっていった、だが“Establishment and Enterprise Census”と訳されてきたことが、多くの人々に誤解を与えてきたように思われる。

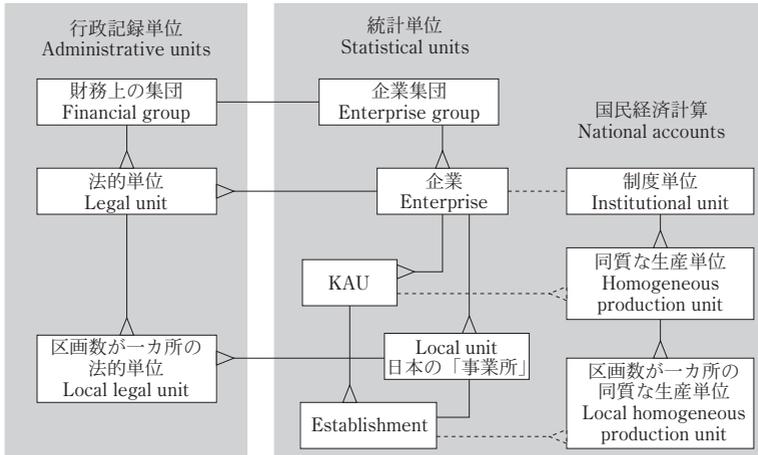
ところで米国センサス局の“Establishment”は国連統計部の“Establishment”または“Local KAU”, “Multi-units”は“Enterprise group”, カナダ統計局の“Establishment”は“KAU (Kind of Activity Unit)”, “Enterprise”は“Enterprise”にそれぞれ該当する。このように日本、米国、カナダでは事業所も、企業も定義が異なっている。したがって、わが国と米国、カナダの産業統計を相互に比較する際には、マイクロデータ・レベルでは全く異なるものを比較している可能性がある恐れを排除できない。

表3 国連統計部による統計単位の分類

活動数 \ 場所数	1カ所以上 One or more locations	1カ所 One single location
1つ以上の活動 One or more activities	Enterprise group Enterprise Institutional unit	Local unit
ほぼ1つの活動 Near one single activity	Kind-of-Activity Unit (KAU)	Establishment (local KAU)
1つの活動 One single activity	Unit of Homogeneous Production (UHP)	Local UHP

(出所) United Nations [2007], p.15 Table 1. 日本語の箇所は筆者による。

図1 国連統計部による統計単位と行政記録単位，国民経済計算の単位との対応関係



(出所) United Nations [2007], p.16, Diagram 1. 日本語の箇所は筆者による。

注) 三角は1対多の主体が対応しうを示す。

表4 所謂「事業所」および「企業」の定義

	日本	米国センサス局	カナダ統計局
所謂「事業所」	Local unit	Establishment	KAU
所謂「企業」	Legal unit	Enterprise group	Enterprise

7. 考察

わが国ではサービス化が大きく進展している。その中でサービス産業統計の調査については、多くの困難に直面し、迷走を続けてきた。これは事業所という概念が、「据え付けられた設備がある場所に労働者が通勤してきて生産を行う」という、「工場」を強く意識したものであること、これに対しIT革命以降のサービス産業が、携帯可能なパソコンと、どこでもつながるインターネットと携帯電話により、必ずしも「場所」にこだわらずとも生産活動が可能になったこと、そして「場所」は単に雇用上の「籍」を置いているところに過ぎなくなっていることが背景にあるものと思われる。

そして、「場所」に意味がなくなれば場所単位で経営諸帳簿は作成されなくなる。こうしてサービス産業では事業所単位で経理事項を記入できなくなり、「経済センサスー活動調査」では企業単位で経理事項を調査することになった。

だが、企業は複数のアクティビティが混合しており、大企業については、そのままでは生産活動別の詳細はわからない。一方で事業所をアクティビティに分割するのは報告者負担の観点から難しいであろう。実現可能性があり、かつ有効であると考えられるのはKAUである。したがって大企業のKAUをビジネスレジスターに格納することを検討する必要があると思われる。

参考文献

- Business Register Division [2007] *An Introduction to Concepts*, Statistics Canada
- United Nations [2007] *Statistical Units*, United Nations, New York
- 行政管理庁統計基準局産業分類専門部会編集 [1957] 『日本標準産業分類－第1巻－分類項目名, 説明及び内容例示』
- 財団法人産業研究所 [1979] 『通産統計史 第3巻 工業統計編』 社団法人通産統計協会
- 総務庁統計局統計基準部 [1999] 『統計実務基礎知識 参考書一平成11年度版一』 財団法人全国統計協会連合会
- 総理府統計局 [1949] 『昭和22年事業所統計調査結果報告』 総理府統計局
- 総理府統計局 [1953] 『昭和26年事業所統計調査結果報告第6巻』 総理府統計局
- 総理府統計局 [1955] 『昭和29年事業所統計調査結果報告第1巻』 総理府統計局
- 総理府統計局 [1959] 『わが国事業所の現状－昭和32年事業所統計調査の解説一』 総理府統計局
- 総理府統計局 [1962] 『昭和35年事業所統計調査結果報告第6巻解説編』 総理府統計局
- 総理府統計局 [1965] 『昭和38年事業所統計調査結果報告第6巻解説編』 総理府統計局
- 統計委員会・産業分類専門部会編纂 [1949] 『日本標準産業分類 第1巻 分類項目名, 説明及び内容例示』

Industry Statistics and Statistical Units

Mikio SUGA

《Abstract》

Various statistical units exist in statistics on industry. The choice of statistical unit depends upon national practice. The definitions of so-called “establishments” or “enterprises” are different in Japan from those employed in foreign countries. Moreover, the definition of an “establishment” has varied across the ages. In this paper, I will discuss what kind of statistical unit is appropriate to describe Japan’s economy today.